

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の改定について（意見照会）

平素より官庁営繕行政の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議。以下「基本的考え方」という。）について、令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、基本的考え方を取りまとめた以降の建設業にまつわる動向等を踏まえ、公共建築工事の発注者が連携して建設業の働き方改革をより一層推進するために所要の見直しを行うことを検討しております。ご多用中のところ大変恐縮ですが、下記のとおり意見照会へのご協力をお願い致します。

記

1. 依頼内容

事務局において作成した基本的考え方の改定案（資料1、2）をご確認いただき、ご意見等ございましたら意見提出様式に記載の上、電子メールにて以下の送付先までお送りいただきますようお願い致します。

2. 回答方法

- ・回答期限 令和6年12月6日（金）
- ・送付先 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課  
課長補佐 櫻木 ([sakuragi-k82ac@mlit.go.jp](mailto:sakuragi-k82ac@mlit.go.jp))  
技術管理係長 藤木 ([fujiki-r22aa@mlit.go.jp](mailto:fujiki-r22aa@mlit.go.jp))

3. 今後の予定

本文中の表現の適正化については、引き続き事務局にて進めてまいります。意見照会后、頂いたご意見等への回答及びご意見等を踏まえた基本的考え方の改定案を事務局にて作成し、改めてお送り致します。

その後、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国主管課長会議を経て令和7年7月頃の公表を予定しています。

4. 事務局（問合せ先）

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

企画専門官 松村（[matsumua-k23a@mlit.go.jp](mailto:matsumua-k23a@mlit.go.jp)、03-5253-8111（内線 23223））

計画調整係長 金辻（[kanatsuji-k87kr@mlit.go.jp](mailto:kanatsuji-k87kr@mlit.go.jp)、03-5253-8111（内線 23226））

5. 添付資料

- ・資料1：「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の改定について（案）
- ・資料2：（新旧対照表）公共建築工事における工期設定の基本的考え方（案）
- ・意見提出様式

以上

## 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」の改定について

### 1. 改定趣旨

公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月中央官庁官繕担当課長連絡調整会議及び全国官繕主管課長会議）について、令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、同基本的考え方をとりまとめた以降の建設業にまつわる動向等を踏まえ、公共建築工事の発注者が連携して建設業の働き方改革をより一層推進するために所要の見直しを行う。

### 2. 改定方針

主に以下を踏まえた改定を行うこととする。

- (1) 労働基準法に基づく時間外労働規制の建設業への適用
- (2) 円滑な施工確保（入居官署等、行政手続き、関連工事の調整）
- (3) 働き方改革（週休2日の確保、猛暑の考慮、工事関係書類の簡素化）
- (4) 工期変更の協議に関する内容の具体化

また改定に当たっては、以下の規定等を反映させる。

- ① 工期に関する基準の改定（令和6年3月）
- ② 建設業法及び入契法の改正（令和6年6月）
- ③ 週休2日促進工事の取組状況 等

### 3. 改定案の概要

※【 】内の数字は、「2. 改定方針」の(1)～(4)および①～③を示す。

#### 第1 基本方針

- 工期の設定に当たっては、必要工期より短い工期を設定しないように留意する記載から、労働基準法に基づく時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、建設業の中長期的な担い手確保に向け、長時間労働是正や週休2日の確保等の働き方改革の推進にも考慮したものとする必要がある記載に改める。【(1) ①】

#### 第2 適切な工期を確保するための方策

##### 1. 調査及び設計段階

- 施設管理者及び入居する官公署（以下「入居官署等」という。）に対し、工事内容について説明し理解を得ること、騒音・振動作業の日や立ち入り制限等の施工条件について協議し的確に把握しておくことを追加する。【(2) ③】
- 行政手続きを施工段階に行わなければならない場合（プレファブ等）、設計段階において可能な限り調整を進めることを追加する。【(2) ③】

##### 2. 工事発注準備段階

- 適切な工期を入札条件として設定することのほか、余裕期間の設定といった契約上の工夫、工事施工時期の平準化などについて、事業部局及び入居官署等の理解及

び協力が得られるよう努めることを追加する。【(2) 及び (3) ③】

#### 4. 施工段階

- 月単位の週休2日の確保に当たっては、必要に応じて入居官署等と調整することを追記する。【(3) ③】
- 全体工程の遅延及び後工程へのしわ寄せが生じないように、受電の時期及び総合試運転調整の期間について考慮すること追加する。【(2) ③】
- 工事関係書類の簡素化のため、提出書類の明確化、受注者と省略可能な書類に係る協議を行うこと、施工計画書を必要最小限の記載とすることや、情報通信技術を活用することによる書類提出の円滑化に努めること等を追加する。【(3) ③】
- 請負契約を締結するまでに受注者から提出された工期に影響を及ぼす事象等について、請負契約締結後に事象が発生した場合、工期の変更について協議を行うことを追加する。【(4) ②】

### 第3 適切な工期を確保するための留意事項

#### 1. 共通事項

- 考慮すべき自然的要因として、「猛暑」を追加する。【(3) ①】

### 第4 工期の変更

- 工期の変更について、「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合」等に加え、「資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日が想定外に増加した場合」を追加する。【(4) ①】

(参考) 今後の予定

令和6年度

11月以降 各会議構成員及び業界団体に対する意見照会

令和7年度

4月頃 全国営繕主管課長会議幹事会

5月頃 全国営繕主管課長会議総会 とりまとめ

6月頃 中央省庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会

7月頃 中央省庁営繕担当課長連絡調整会議総会 とりまとめ

7月頃 国土交通省ホームページにおいて公表

以上



## 公共建築工事における工期設定の基本的考え方

### 第1 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

また、建設業への労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく時間外労働規制(以下「時間外労働規制」という。)の適用を踏まえ、円滑な施工確保はもとより、建設業の中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮したものとする必要がある。

### 第2 適切な工期を確保するための方策

発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約並びに施工の各段階において以下の事項に取り組む。

#### 1. 調査及び設計段階

(1) 事業全体のスケジュールが的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した工期を踏まえた工事の予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。

- ①現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。
- ②設計(計画通知手続期間等を含む。)、入札契約手続及び工事着手から工事完成まで施工(労務・資機材(設備機器を含む。)の調達、現場事務所の設置等の「準備期間」及び施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」を含む。)のそれぞれに要する期間。
- ③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。

(2) 適切な工期を反映した設計図書の作成にあたっては、次に示す調査・設計を行う。

- ①敷地や施設(以下「敷地等」という。)の現況などを的確に把握するなど、事前の調査を十分に行う。
- ②設計に先立ち、施設管理者及び入居する官公署(以下「入居官署等」という。)に対し、施工手順や各工程、仮設計画を含む工事内容について、丁寧に説明し、理解と協力を得る。

また、騒音・振動作業の実施不可日及び立ち入り制限等の施工条件について、入居官署等と協議し、的確に把握する。

## 公共建築工事における工期設定の基本的考え方

### 第1 基本方針

発注者は、工事目的物の品質確保はもとより工事の安全性、経済性等の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ、適切に施工計画を想定し、その施工計画と整合の取れた工期を設定するものとする。

特に、本来必要とされる工期に比べて短い工期を設定することは、長時間労働是正や週休2日の確保等が困難となり、円滑な施工確保はもとより、建設業の将来にわたる担い手確保に支障をきたすものであることに留意する。

### 第2 適切な工期を確保するための方策

発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び施工の各段階において以下の事項に取り組む。

#### 1. 調査及び設計段階

(1) 事業全体の工程(スケジュール)が的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した上で予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。

- ①現地調査及び調査結果に基づく施設管理者、官公署、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。
- ②設計(計画通知手続期間等を含む。)、入札契約手続及び工事着手から工事完成まで施工(労務・資機材の調達、現場事務所の設置等の「準備期間」及び施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」を含む。)のそれぞれに要する期間。
- ③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。

(2) 敷地や施設の現況などを的確に設計図書に反映するため、事前の調査を十分に行う。

(3) 設計図書と施設の現況又は設計図書間の不整合を生じさせないように、設計段階での図面審査を確実に行う。また、要求性能を明確に反映した設計図書と

■第1  
・建設業への「時間外労働規制」の適用を明記(工期に関する基準 第1章総論(1)背景の内容を反映。)

■第2  
・表現の適正化。

■1.(1)  
・規定の明確化。

■1.(1)②  
・規定の明確化。

■1.(2)  
・調査・設計の進捗に沿った記述構成に見直し。

■1.(2)②及び③  
・週休2日促進工事の取組状況を踏まえた追記。

<p><u>③敷地等の現況や要求性能を反映した設計図書を作成する。</u>  <u>この際、必要に応じて施工条件を明記する。また、施工段階で要求性能の確認を要するものにあつては、その内容を設計図書に明示する。</u>  <u>設計図書の作成に当たっては、設計図書と敷地等の現況又は設計図書間の不整合若しくは設計図書の誤謬等を生じさせないように、設計段階での図面審査を確実に行う。</u></p> <p><u>④工期内に行う行政手続き(プレファブ等)の期間を考慮するとともに、設計段階において可能な限り調整を進める。</u></p> <p>2. 工事発注準備段階</p> <p>(1) 調査及び設計内容に基づく工事内容、施工条件、<u>行政手続期間</u>等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。</p> <p><u>(2) 技術者の工事現場への専任期間にも配慮しつつ、資機材や労働者の確保ができるよう考慮し、必要に応じて余裕期間<sup>*1</sup>を設定するといった契約上の工夫等を行う。</u></p> <p><u>(3) 地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、工事施工時期の平準化に努める。</u></p> <p><u>(4) これらについて、事業部局及び入居官署等の理解及び協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。</u></p> <p>3. 入札契約段階</p> <p>(1) 設計図書に関する質問回答において、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項については、明確な回答に努め、発注前に不明な事項(<u>工期に影響を及ぼすものとして、発生するおそれがある事象を含む</u>)があれば追加にて条件明示するなど施工条件の明示に努める。</p> <p>(2) 発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。</p> <p>4. 施工段階</p> <p>(1) 設計者が設計意図を遅滞なく工事受注者(以下「受注者」という。)及び工事監理者に伝達することができるよう努める。また、工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス<sup>*2</sup>の実施に努める。</p> <p>(2) 受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。<u>また、月単位の週休2日の確保にあたり、必要に応じて入居官署等を含む関係者と調整する。</u></p> <p>(3) 一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間<u>並びに受電の時期及び総合試運転調整の期間</u>を考慮して、<u>各工事間(分離で発注した工事を含む。)</u>の調整を適切に実施することにより、<u>全体工程の遅延及び後工程へのしわ寄せが生じないようにする。</u></p> <p><u>(4) 工事関係書類の作成の効率化のため、あらかじめ受注者と省略可能な書類に</u></p>	<p><u>するとともに、施工段階で要求性能の確認等を要するものにあつては、その内容を設計図書に明示する。</u></p> <p>2. 工事発注準備段階</p> <p>(1) 調査及び設計内容に基づく工事内容、施工条件等を適切に反映した工期を入札条件として設定する。</p> <p><u>(2) 工事着手から工事完成までの期間が長く、複数年度にわたる工事については、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。また、地域における建設工事量の把握に努め、年度当初からの予算執行、建設工事の繁忙期を避けた発注時期及び工事完成時期の検討等、工事施工時期の平準化に努める。</u></p> <p><u>(3) 建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定<sup>*1</sup>といった契約上の工夫等を行い、技術者を過剰に拘束しない、ゆとりある工期設定に努める。</u></p> <p>3. 入札契約段階</p> <p>(1) 設計図書に関する質問回答において、工事の施工条件、施工手順その他工期に影響する事項については、<u>可能な限り</u>明確な回答に努め、発注前に不明な事項があれば追加にて条件明示するなど施工条件の明示に努める。</p> <p>(2) 発注する工事の内容に照らして真に必要と認められる場合を除き、工期短縮に関する技術提案は求めてはならない。</p> <p>4. 施工段階</p> <p>(1) 設計者が設計意図を遅滞なく工事受注者(以下「受注者」という。)及び工事監理者に伝達することができるよう努める。また、工程に遅延が生じないように、施工計画、施工図等の承諾を速やかに行うとともに、ワンデーレスポンス<sup>*2</sup>の実施に努める。</p> <p>(2) 受注者が作成し、発注者が承諾した実施工程表に基づき、工事の進捗状況を的確に把握し、遅延の有無を確認する。</p> <p>(3) 一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、<u>全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)</u>の調整を適切に実施する。</p>	<p>■1. (2) ④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日促進工事の取組状況を踏まえた追記。</li> </ul> <p>■2. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日促進工事の取組状況を踏まえた追記。</li> </ul> <p>■2. (2) ~ (4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記述構成の見直し。</li> </ul> <p>■2. (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化。</li> </ul> <p>■2. (4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日促進工事の取組状況を踏まえた追記。</li> <li>・「必要に応じて」は、工期が12か月未満となる見込みの工事についても債務負担行為の活用が想定されるため、長期間を要する工事に限定しない書きぶりに見直し。</li> </ul> <p>■3. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・建設業法第20条の2第1項の内容を反映。</li> </ul> <p>■4. (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休2日促進工事の取組状況を踏まえた追記。</li> </ul> <p>■4. (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3(8)概成工期の記述との整合。</li> <li>・週休2日促進工事の取組状況を踏まえた追記。</li> </ul> <p>■4. (4)</p>
--	---	--

係る協議を行い、提出を求める工事関係書類を明確化するとともに、下請負人にも周知を図るよう受注者に促す。また、情報共有システム等の情報通信技術を活用することにより工事関係書類の提出等を円滑に進むよう努める。  
なお、材料の使用量や施工規模が小さい場合の施工計画書については、複数の工種をまとめ、必要最小限の記載とするなど効率化を図る。

(5) 請負契約を締結するまでに、受注者から工期に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある旨の通知があった場合において、請負契約の締結後に当該事象が発生し、工期の変更についての協議の申出を受けたときは、誠実に当該協議を行う。【P】

### 第3 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

#### 1. 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨、強風、**猛暑**等の自然的要因及び労働事情、**資機材**の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- (3) **月単位の**週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、**入居官署等**の行事等による不稼働日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、**資機材**の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 特定の施工条件は設計図書に明示する<sup>\*3</sup>。特に、入居官署等の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。
- (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期<sup>\*4</sup>を設定する。
- (9) VOC測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。
- (10) 建物の立地条件、入居官署等により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物(建築、設備共)及び引越期間を考慮する。
- (11) 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合には、必要に応じて、発注者支援を受けるため外部機関(民間を含む。)や広域的な連携の仕組みを活用する。

### 第3 適切な工期を設定するための留意事項

発注者は、適切な工期を設定するため、工期の検討に際し、以下の事項に留意する。

#### 1. 共通事項

- (1) 多雪、寒冷、多雨、強風等の自然的要因及び労働事情、**建設資材**の調達事情、交通事情等の社会的要因を考慮する。特に、躯体工事及び外構工事においては当該地域における自然的要因の影響を強く受けることを考慮する。
- (2) 工事場所の周辺環境、近隣状況及び工事場所に係る各種規制等を考慮する。特に、工事の円滑な施工に支障となるような近隣への影響を考慮する。
- (3) 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇、**入居する官公署(以下「入居官署等」という。)**の行事等による不稼働日を考慮する。
- (4) 仮設工作物の設置及び撤去期間、**資材及び機器**の製作期間等を考慮する。
- (5) 使用する材料及び採用する工法により、作業の手順及び工程が異なることを考慮する。
- (6) 工事内容、施工条件等を踏まえた施工計画を適切に想定する。
- (7) 特定の施工条件は設計図書に明示する<sup>\*3</sup>。特に、入居官署等の業務特性等により特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合は、施工手順を図示すること等により、当該条件に対する考え方を施工条件として適切に明示する。
- (8) 受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期<sup>\*4</sup>を設定する。
- (9) VOC測定、官公署の完了検査、工事の完成検査等に必要な期間を考慮する。
- (10) 建物の立地条件、入居官署等により使用中の建物内での工事であることその他の制約により、段階を踏んで施工を行い、完成した箇所に移転しながら工事を進める必要がある場合は、支障物(建築、設備共)及び引越期間を考慮する。
- (11) 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合には、必要に応じて、発注者支援を受けるため外部機関(民間を含む。)や広域的な連携の仕組みを活用する。

- ・週休2日促進工事の取組状況を踏まえた追記。
- ・生産性向上の観点から「ASPの活用」を追記。

- 4.(5)
- ・建設業法第20条の2第2～4項及び入契法第13条第2項の内容を反映。
- 【P】:省令改正に応じて、記載を検討する。

- 第3 1.(1)
- ・工期に関する基準 第2章 (1)より「猛暑」を考慮することを追記。
- ・表現の適正化
- 1.(3)
- ・「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」を踏まえた修正。
- ・略称は前述されるため修正。
- 1.(4)
- ・表現の適正化



2. 新築工事
- (1) **資機材**や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事(機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む。)並びに外構工事のそれぞれに要する期間など建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定する。
  - (2) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
  - (3) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。
  - (4) 工事に伴い入居官署等の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。
3. 改修工事
- (1) 入居官署等が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間(休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間)等の施工条件を考慮する。
  - (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置(撤去を含む。)に必要な期間を考慮する。
  - (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続等に必要な期間についても考慮する。
  - (4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
  - (5) **資機材**の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

#### 第4 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、**資機材・労務の需給環境の変化、天災等により作業不能日が想定外に増加した場合**その他**予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、受発注者双方の協議のうえ、**必要に応じて工事一時中止を行い、必要となる工期の変更を行う<sup>※5</sup>。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

※1 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について(平成27年12月25日付け国営計第76号)」を参考とする。

※2 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。

2. 新築工事
- (1) **建設資材**や労働者の確保等の準備、基礎及び躯体工事、仕上げ工事、設備工事(機器等の製作、受電後における総合試運転調整を含む。)並びに外構工事のそれぞれに要する期間など建物の新築工事を構成する個々の工事期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた工期を設定する。
  - (2) 根切り工事及び地業工事においては、土地の地歴を考慮するとともに、土質、地下水及び地下埋設物の存在が工期に大きく影響することを考慮する。
  - (3) 躯体工事、仕上げ工事等においては適切な養生期間を見込む。
  - (4) 工事に伴い入居官署等の入居に伴う引越が発生する場合は、引越に必要な期間を考慮する。
3. 改修工事
- (1) 入居官署等が建物を使用している中での工事の場合は、施工不可能な日程及び時間(休日又は夜間作業の可否、停電作業の可否、空調期間中の施工の可否、その他機器等の運転停止不可期間)等の施工条件を考慮する。
  - (2) 改修工事のために代替設備等の確保が必要な場合は、代替設備等の設置(撤去を含む。)に必要な期間を考慮する。
  - (3) 機器の撤去及び解体等に伴い、アスベスト除去等を行う必要がある場合は、除去工事に加え、調査分析、官公署手続等に必要な期間についても考慮する。
  - (4) 工事の施工に先立ち受注者が実施する施工計画調査、施工数量調査等の施工調査に必要な期間を考慮する。
  - (5) **資材**の仮置き場が狭あいな場合、作業の都度仮設及び養生を掛け払いする必要がある場合その他の作業効率が低下する要因がある場合は、作業効率を考慮する。

#### 第4 工期の変更

発注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において**必要と認められるときは、適切に設計図書を変更するとともに、**必要に応じて工事一時中止を行い、**その結果**必要となる工期の変更を行う<sup>※5</sup>。

また、一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の工期が変更された際には、関連するその他の工事の工期についても変更を検討する。

※1 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について(平成27年12月25日付け国営計第76号)」を参考とする。

※2 受注者からの質問及び協議に対して、発注者が基本的に「その日のうちに」回答することをいう。なお、回答期限日を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含む。

■2. (1)  
・表現の適正化

■3. (5)  
・表現の適正化

■第4  
・工期に関する基準 第2章(9) 工期変更の内容を反映。

令和7年●月版 (改定案(令和6年11月時点))	平成30年2月版 (現行)	改定理由
<p>※3 「施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号)」を参考とする。</p> <p>※4 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。(公共建築工事標準仕様書より)</p> <p>※5 国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考とする。</p>	<p>※3 「施工条件明示について(平成14年5月30日付け国営計第24号)」を参考とする。</p> <p>※4 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。(公共建築工事標準仕様書より)</p> <p>※5 国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」を参考とする。</p>	